

事 務 連 絡

令和元年 12 月 25 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

副会長・専務理事 境 政人

**獣医師等による未承認動物用医薬品の広告等に係る法令遵守の徹底  
について（依頼）**

このことについて、令和元年 12 月 9 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事監視指導班担当）及び課長補佐（獣医事班担当）から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 14 条に基づく承認を受けていない動物用医薬品（以下「未承認動物用医薬品」という。）について、医薬品的な効能又は効果を広告する行為は医薬品医療機器等法第 68 条に、未承認動物用医薬品を販売又は授与する行為は同法第 55 条に抵触する可能性があること、さらに罰金以上の刑に処せられた獣医師に対しては「獣医師法」（昭和 24 年法律第 186 号）第 8 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、免許の取消し又は業務の停止という行政罰が付加されることについて周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

（本件に関する問合せ先）  
公益社団法人 日本獣医師会  
事業担当：堂領  
TEL 03-3475-1601

事務連絡  
令和元年12月9日

公益社団法人日本獣医師会 専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
課長補佐（薬事監視指導班担当）  
課長補佐（獣医事班担当）

獣医師等による未承認動物用医薬品の広告等に係る法令遵守の徹底について（依頼）

平素より、消費・安全行政にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、先日「ガンに効く」といった医薬品的な効能又は効果を標ぼうした犬猫用サプリメントを販売していた事業者が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に違反するとして逮捕されたところです。

医薬品的成分を含まないサプリメント等の動物用製品であっても、医薬品的な効能又は効果を標ぼうした場合は動物用医薬品と判断されます。また、医薬品医療機器等法第14条に基づく承認を受けていない動物用医薬品（以下「未承認動物用医薬品」という。）について医薬品的な効能又は効果を広告した場合、同法第68条に抵触し、未承認動物用医薬品を販売又は授与した場合は同法第55条に抵触します。

昨今、動物病院のホームページ（以下「HP」という。）等において、獣医師や動物病院のスタッフ等が医薬品的な効能又は効果を標ぼうして動物用製品を紹介する事例が散見されます。医薬品医療機器等法上、動物病院のHP、ブログ、ソーシャルネットワークサービス、チラシやメールマガジン等であっても、未承認動物用医薬品について医薬品的な効能又は効果を広告する行為は医薬品医療機器等法第68条に、未承認動物用医薬品を販売又は授与する行為は同法第55条に抵触する可能性があります。

同法第 68 条又は第 55 条第 1 項の規定に違反した場合、2 年以下の懲役若しくは 2 百万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。同法第 55 条第 2 項の規定に違反した場合は、3 年以下の懲役若しくは 3 百万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。

さらに、罰金以上の刑に処せられた獣医師に対しては、「獣医師法」（昭和 24 年法律第 186 号）第 8 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、免許の取消し又は業務の停止という行政罰が付加されることとなります。

貴会におかれましては、会員獣医師に対し、法令遵守の徹底について周知いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別添のとおり、各都道府県関係部署及び関係団体宛てにも依頼したことを申し添えます。



事務連絡  
令和元年12月9日

各都道府県動物薬事ご担当者 殿  
獣医事ご担当者 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
課長補佐（薬事監視指導班担当）  
課長補佐（獣医事班担当）

獣医師等による未承認動物用医薬品の広告等に係る法令遵守の徹底について（依頼）

平素より、消費・安全行政にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、先日「ガンに効く」といった医薬品的な効能又は効果を標ぼうした犬猫用サプリメントを販売していた事業者が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に違反するとして逮捕されたところです。

医薬品的成分を含まないサプリメント等の動物用製品であっても、医薬品的な効能又は効果を標ぼうした場合は動物用医薬品と判断されます。また、医薬品医療機器等法第14条に基づく承認を受けていない動物用医薬品（以下「未承認動物医薬品」という。）について医薬品的な効能又は効果を広告した場合、同法第68条に抵触し、未承認動物用医薬品を販売又は授与した場合は同法第55条に抵触します。

これまで、貴都/道/府/県所在の動物用製品を取り扱う事業者に対するご指導にご尽力いただいているところですが、昨今、動物病院のホームページ（以下「HP」という。）等において、獣医師や動物病院のスタッフ等が医薬品的な効能又は効果を標ぼうして動物用製品を紹介する事例が散見されます。医薬品医療機器等法上、動物病院のHP、ブログ、ソーシャルネットワークサービス、チラシやメールマガジン等であっても、未承認動物用医薬品について医薬品的な効能又は効果を広告する行為は医薬品医療機器等法第68条に、未承認動物用医薬品を販売又は授与する行為は同法第55条に抵触する可能性があります。

同法第 68 条又は第 55 条第 1 項の規定に違反した場合、2 年以下の懲役若しくは 2 百万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。同法第 55 条第 2 項の規定に違反した場合は、3 年以下の懲役若しくは 3 百万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。

さらに、罰金以上の刑に処せられた獣医師に対しては、「獣医師法」（昭和 24 年法律第 186 号）第 8 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、免許の取消し又は業務の停止という行政罰が付加されることとなります。

つきましては、管轄の事業者及び獣医師等に対し、法令遵守の徹底について周知いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別添のとおり、公益社団法人日本獣医師会及び関係団体宛てにも依頼したことを申し添えます。

事務連絡  
令和元年 12 月 9 日

ペットフード公正取引協議会	事務局長	殿
一般社団法人 日本ペットフード協会	事務局長	殿
一般社団法人 日本ペット用品工業会	事務局長	殿

農林水産省消費・安全局長畜水産安全管理課  
課長補佐（薬事監視指導班担当）

未承認動物用医薬品の広告等に係る法令遵守の徹底について（依頼）

平素より、消費・安全行政にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、先日「ガンに効く」といった医薬品的な効能又は効果を標ぼうした犬猫用サプリメントを販売していた事業者が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に違反するとして逮捕されたところです。

医薬品的成分を含まないサプリメント等の動物用製品であっても、医薬品的な効能又は効果を標ぼうした場合は動物用医薬品と判断されます。また、医薬品医療機器等法第 14 条に基づく承認を受けていない動物用医薬品（以下「未承認動物用医薬品」という。）について医薬品的な効能又は効果を広告した場合、医薬品医療機器等法第 68 条に抵触し、未承認動物用医薬品を販売・授与した場合は同法第 55 条に抵触します。

同法第 68 条又は第 55 条第 1 項の規定に違反した場合は、2 年以下の懲役若しくは 2 百万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。同法第 55 条第 2 項の規定に違反した場合は、3 年以下の懲役若しくは 3 百万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。

貴会におかれましては、これまでガイドライン等の策定や講習会の開催等を通じ、傘下会員への医薬品医療機器等法遵守に関する普及啓発にご尽力いただいておりますが、先の事例を踏まえ、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。